

性の多様性に関する理解促進業務委託仕様書

1 業務の目的

県では、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の推進に向けて取り組む中、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を令和3年4月1日に施行しました。

本業務は、性のあり方にかかわらず、誰もが個性や能力を発揮できる多様な生き方を認め合う社会の実現に向けて、県内企業向けの研修を実施するとともに、「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」の改定を行い、性の多様性に関する理解を促進することを目的とします。

なお、本事業は、地方創生の充実・強化に向け、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業の支援などをする内閣府の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を活用し、実施するものです。

2 業務名

「性の多様性に関する理解促進業務委託」

3 委託期間

契約日から令和8年3月20日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）企業向け研修業務

県内の中小・小規模企業等を対象とした多様な性のあり方に関する研修を実施する。実施する内容としては、性の多様性に関する基礎知識や三重県内の中小・小規模企業等の性の多様性に関する取組事例紹介を行い、企業の理解・取組促進を図るものとする。

① 研修内容の企画・調整等

- ・研修の運営企画は下記を基本とする。（これをもとに、県と受託業者間で必要な調整・変更を加えていくものとする）
- ・講師は、性の多様性に関する三重県の取組や実情を熟知しており、研修実績のある適切な者を選定することとし、講師と協議のうえ、研修の実施に必要な運営企画・調整等を行う。
- ・報償費・旅費・食糧費等講師にかかる一切の費用は受託者が負担する。

開催日数(時間)	2回（各回2時間程度）
開催時期	10月～2月下旬の間
開催会場	三重県内
参加対象者	県内企業における人事担当者、ダイバーシティ推進担当者のほか一般社員を想定
開催方法	会場・オンライン併用開催
主な研修内容	・性の多様性に関する基礎知識 ・性の多様性に関する企業の取組事例紹介 (働きやすい職場、相談しやすい環境づくり等)
参加費	無料
集客目安	1回30名以上

② 参加者の募集等

- ・実施にあたっては、募集チラシ 2000 枚の作成・配布、SNS 等 WEB 媒体等を活用し、県内企業に広く周知を行うこと。
- ・参加申込方法は、参加者の利便性を考慮の上、事前に県と協議して決定する。

③ 研修実施のための会場、機材等の確保

- ・研修会場を確保するとともに、オンライン開催の実施に必要な設備・機材等の一切を受託者が調達する。

④ 研修の実施・運営

- ・研修当日の司会および進行補助等の一切の人員（舞台設営・撤去、講師送迎等を含む）を受託者において手配する。
- ・県及び講師と協議のうえ、研修開催にかかる資料およびアンケート等一式を受託者において準備する。
- ・研修実施日までに、テキスト・資料各 5 部を県に提出すること。
- ・オンライン研修の体制、設備、環境等を準備する。（ソフトは zoom を用いること。）
- ・希望に応じて手話通訳もしくは要約筆記を実施すること。

（２） 「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」の改定業務

- ① 2019 年 2 月三重県作成の「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」を三重県職員が性の多様性に関する取組を進めるうえで、性の多様性について理解を促進し、多様な人材の存在を前提とした環境・制度の整備を進めるガイドラインとなるよう記載内容の改定を行うこと。
- ② ガイドラインの改定にあたっては、近年の事例等をふまえ、作成すること。また、三重県の取組や表現を参考に記載事項の追記・修正を行うこと。
- ③ ガイドラインの構成を変更する場合は、ダイバーシティ社会推進課と協議のうえ進めるものとする。
- ④ 下記の資料をふまえたうえで、ガイドラインの改定を行うこと。
 - ・「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」
平成 29 年 12 月策定（別添資料 1）
 - ・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」
令和 3 年 4 月 1 日施行（別添資料 2）
 - ・「三重県パートナーシップ宣誓制度」実施要綱
令和 3 年 9 月 1 日施行（別添資料 3）
 - ・企業向けガイドブック「性の多様性を認め合い誰もが働きやすい職場づくりのために」令和 4 年 3 月発行（別添資料 4）
 - ・「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」
令和 4 年 5 月施行（別添資料 5）
 - ・みえにじいろスタートブック～性の多様性ってなんだろう？～
令和 7 年 1 月発行（別添資料 6）

※作成したガイドラインは県ホームページに掲載するため、電子データ（PDF・Word）を提出してください。

（３） 職員へのガイドライン周知

改定したガイドラインをもとに、職員に対し効果的な周知方法を検討し、実施

すること。

(例)

- ・概要版等を作成し、講座を行う
- ・10分程度の簡易講座を2週間に1回程度（計5回程度）実施し、項目ごとにわかりやすく、職員へ周知する
- ・希望する地域機関に対し、複数回出前講座を行う（30分～1時間程度）
- ・職員向けメルマガの効果的な文案・デザインを作成する 等
（1分で学べるクイズや事例を含む）

(4) その他の提案

(1)～(3)以外に、事業に追加することで高い効果が得られると期待できる内容がある場合には、積極的に提案してください。

5 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとします。
- (2) 本委託事業における実施内容は、提案内容をふまえ、最終的に三重県が決定を行うものとします。
- (3) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとします。
- (4) 著作物の利用及び著作権、特許権、使用権等の諸権利は三重県に属するものとします。
- (5) 本業務の契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではないものとします。
- (6) 見積もりには、委託業務に必要な費用の一切を含めることとします。

6 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとします。

- (1) 業務計画書
- (2) 行程表
- (3) その他三重県が必要とする書類

7 納品する成果品

委託業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとします。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとします。

- (1) 委託業務の実施内容
- (2) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (3) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (4) 上記資料に関する電子データ 一式（USBメモリ、CD-R等）

8 特記事項

- (1) 契約の履行にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定を遵守してください。なお、個人情報の保護に関する

法律第 176 条、180 条及び第 184 条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意してください。

(2) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとしします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(3) 受託者が、(2) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。